

静岡県教育委員会

議事録

平成 27 年度 第 20 回定例
1 月 22 日（金）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 28 年 1 月 22 日に教育委員会第 20 回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 28 年 1 月 22 日（金） 開会 13 時 20 分
閉会 15 時 10 分

2 会 場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 木 苗 直 秀
委 員 加 藤 文 夫
委 員 溝 口 紀 子
委 員 斉 藤 行 雄
委 員 興 直 靖
委 員 渡 邊 靖 乃

事務局（説明員） 杉 山 行 由 教育次長
水 元 敏 夫 教育監
池 田 和 久 理事兼教育総務課長
高 橋 雄 幸 健康安全教育室長
山 本 知 成 教育政策課長
中 川 好 広 情報化推進室長
平 松 明 子 人権教育推進室長
長 澤 由 哉 財務課長
杉 山 和 幸 福利課長
林 剛 史 義務教育課長
奥 村 篤 義務教育課人事監
渋谷 浩 史 高校教育課長
渡 邊 浩 喜 特別支援教育課長
北 川 清 美 社会教育課長
増 田 曜 子 文化財保護課長
福 永 秀 樹 スポーツ振興課長
唐 國 宏 章 静岡教育事務所長
羽 田 明 夫 静岡西教育事務所長
河原崎 全 中央図書館長
杉 本 寿 久 総合教育センター長

4 その他

(1) 第 37、38、39 号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項 1 は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

10 月 9 日、10 月 28 日の議事録は、各委員が事前に確認の上、承認し

ているので朗読は省略する。

今回の議事録の署名は、私のほか、加藤委員にお願いする。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。

第 38、39 号議案及び報告事項 1 は人事案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

教 育 長： それでは、非公開案件から審議を始め、第 38、39 号議案及び報告事項 1 は非公開とする。

<非>第 38 号議案 教職員の懲戒処分

※非公開

<非>第 39 号議案 教職員の懲戒処分

※非公開

<非>報告事項 1 平成 29 年度静岡県公立学校教職員採用選考試験の変更点

※非公開

【会議の公開】

教 育 長： これより会議を公開する。

第 37 号議案 静岡県文化センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

教 育 長： 第 37 号議案「静岡県文化センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則」について、河原崎中央図書館長より説明願う。

中央図書館長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： 職員の対応はどのようになるのか。

中央図書館長： 現在も土曜日曜も当番制で出勤しており、出勤した職員は月曜日に休んでいる。祝日勤務であるが、出勤した職員がまとめて休むと業務に支障が出るので、それぞれの分掌の中で適宜代休日を取得する。

加 藤 委 員： 労働条件を悪化させてまで、サービスを向上させるようなことのないように代休日の取得は徹底してほしい。

興 委 員： 規則の表記について、改正後の開館時間の 5 行目あたりに第 2 条並びに第 3 条第 2 項及び第 3 項に規定する日とあるが、前項の改正前のどこにある条項となるのか。

中央図書館長： 国民の祝日に関する法律のことである。第 3 項は前日および前日が

国民の祝日である日ということなので、祝日と祝日の間の日である。

興 委 員： 改正前には入ってなかったのか。

中央図書館長： そうである。

興 委 員： 休館日で毎月末日と明記されているが、末日は改正前ではどういった規定になっていたのか。

中央図書館長： 資料4ページのエにある（毎月末日）という部分である。

興 委 員： 例月館内整理日という文言であるが「例月」ということは必要か。

中央図書館長： 特別整理期間があるので例月館内整理日とした。

教 育 長： 他に質疑はないか。

全 委 員： （特になし）

教 育 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： （異議なし）

教 育 長： 第37号議案を原案どおり可決する。

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。

これをもって、平成27年度第20回教育委員会定例会を閉会とする。